

令和4年4月1日

学生各位

リスク管理室会議

## 学生の学内活動時間について

令和4年4月以降の学生の学内活動時間については、下記の通りとします。なお、周辺地域および学内における新型コロナウイルス感染状況によっては、随時、変更する可能性があります。

### ● 平日の活動時間について

- ◇ 学生は授業終了後、速やかに下校すること。
- ◇ 勉強および卒研・特研等の必要があって学内や図書館等に残る場合、18時までには下校すること。
- ◇ 指導教員の管理の下で卒研・特研等を行う場合、延長を認めることがあるが、19時までには下校を完了すること。（指導教員による登録が必要。）
- ◇ 許可を得て部活動等の課外活動を行う場合でも、18時までには下校を完了すること。
- ◇ 授業終了後に学内で行うすべての活動において、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するものとする。

### ● 土曜日・日曜日の学生の活動について

- ◇ 原則として、土曜日・日曜日の学生の登校を禁止する。
- ◇ 指導教員の管理の下で卒業研究・特別研究等を行う場合は、指導教員の許可を得たもののみ、登校を許可する。なお、学生各人が学内に滞在できる時間は4時間を上限とし、午前中または午後に集中的に実施すること。
- ◇ 活動が許可された部活動の場合、顧問の指導の下で活動を行うことを許可する。なおこの場合、活動時間中、顧問は少なくとも学内に待機することとし、学生のみによる活動を禁止する。（詳細については、学生委員会の指示に従うこと。）
- ◇ いずれの活動においても、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、食事をはじめとした飲食を禁止する。（水分補給等は可）

以上